



子育て支援センターに遊びに来ませんか？

問／福祉事務所こども家庭センター子育て支援係 ☎ 72-1123 (内線508)

子育て支援センターってどんなところ？

子育て中の親子が気軽に、そして自由に利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持っているお父さん、お母さんの相談にも乗ります。育児や子育てに関する身近な地域の情報提供や、毎月いろいろ親子で楽しめる行事、保護者向けのイベントもあります。

本市には子育て支援センターが2カ所あります

すこやかひろば

市総合保健福祉センター（市民病院となり）の2階にあります。

問 ☎ 72-8701 (直通)

地域子育て支援センター（さくらサロン）

南さくら幼保連携型認定こども園の敷地内にあります。

問 ☎ 72-5623

利用料は無料で、就学前の親子が遊べる場所となっています。

子育て中の保護者同士の情報交換や交流ができます。どうぞ気軽に遊びに来てください。

一時預かりもあります

事前予約が必要となりますので、詳細については各支援センターにお電話ください。

ハッピースマイル

吉井 結音くん
(令和5年4月5日生)

吉井 湧人さん・
吉井 萌さんの長男
(福島地区)



歌いながらダンスをしたり、手先を使って遊んだり、簡単な言葉を言ったりと、できるようになったことがたくさん増えたいとくん。パパとの追いかけても大好きです。好みもできて、バナナに勝てるものはありません(笑)。もう少しでお兄ちゃんになるね。これから家族みんなでお出かけして、旅行とかでたくさんお出かけしようね！

子育て INFO

『子ども予防接種』

【定期接種】

●子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生

平成20年4月2日生から平成25年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成20年4月1日生までの女子

【任意予防接種】

●おたふくかぜ

第1期：生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども

第2期：5歳以上7歳未満の年長児にある子ども

※上記期間中は2,500円/回助成

注目

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【高校1年生】と【キャッチアップ対象者】の方へ

無料で接種できる期間は今年度までです*。

※3回接種するためには原則6カ月必要です。10月以降に1回目を接種する場合は、本市へご相談ください。令和7年4月以降の接種は定期接種・キャッチアップ接種としては認められませんのでご注意ください。



障がい児通所支援サービスのご紹介

発達などに困り感があったり、身体的に障がいのある児童などが利用できるサービスをご紹介します。

サービス利用までの流れ

①相談・申請

福祉事務所自立支援係または相談支援事業所に相談します。



②調査

調査員が対象となる児童、保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

③サービス利用計画案の作成

相談支援事業者がサービス利用に関する計画案を作成し、提出します。

④支給決定

サービス利用計画案や申請内容などをもとに、サービスの支給量や有効期間などが決定され、「障害児通所支援受給者証」が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥サービス利用開始

受給者証を提示してサービス利用を開始し、原則として利用者自己負担額（1割）を事業者に支払います。

⑦サービス利用の見直し

相談支援事業者が、定期的にサービスが適切かどうかモニタリングを行います。また、支給決定された有効期間の満期が来ると、継続してサービスを利用するか見直しを行います。

【サービス費用】

原則として1割負担となります。ただし、本人（世帯）の所得状況に応じて自己負担額に上限が設けられています。※満3歳になった後、3年間は、児童発達支援などの自己負担額が無償となっています。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

【その他】

各種手当や福祉用具購入助成なども行っています。詳しくは福祉事務所自立支援係へお問い合わせください。

【障がい児通所支援サービス】

●児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児に放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●短期入所

児童福祉施設などへ短期間の入所をし、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。

●障がい児相談支援

さまざまな相談に応じ、また、障がい児通所支援サービスをj利用する際の計画を作成し、サービス利用をサポートします。

【対象者】

次のいずれかの要件を満たす18歳未満の児童が対象となります。
①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの児童
②特別児童扶養手当などを受給中の児童
③医師の診断により、サービスの利用が必要とされる児童

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のうち交付を受けているもの
※いずれも交付を受けていない場合、医師の診断書などが必要になります。



問／福祉事務所自立支援係 ☎ 72-1123 (内線502)